



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成25年1月25日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

第六回「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の概要について

1月24日に社会保障審議会年金部会の「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第六回会合が開催されました。

当日は、これまでの議論(3回)と関係団体ヒアリング(2回)を踏まえた議論の整理が行われ、委員の議論に先立って行われた事務局の資料説明では、これまでの議論で事務局の宿題となっていた項目(給付現価負担金の考え方、厚労省試案における受給権の考え方)が説明されるとともに、関係団体が主張してきた厚労省試案の問題点(厚年基金制度の持続可能性の検証の妥当性、厚年基金制度を廃止することによる受給権への影響、厚年基金から他制度に移行することの難しさ等)に対する事務局の考え方等が示されました。

委員からは、「厚年本体への影響を回避するために厚年基金制度は廃止すべき」や、「特例解散制度の見直しは厚年基金制度の廃止とセットであるべき」、「公的年金と私的年金の役割分担を明確にする必要がある」といったこれまでと同様の意見が多く述べられました。

委員長によると次回は取りまとめの議論を行うとのことですが、「公的年金と私的年金の役割分担を明確にする」という大きなテーマや、「厚年基金制度の存廃は第三者の評価も踏まえて判断すべき」といった委員の意見や「厚年基金制度の廃止は自分の意見とは異なる」といった委員の意見、厚年基金制度廃止への賛成の前提として「上乘せ給付の受給権が保証されるべきである」を挙げた委員の意見がどう取扱われるのか、引き続き注視する必要があると考えております。

なお、次回は2月1日(金)13時から開催される予定ですが、詳細は未定です。

上記のほか、当日の事務局の説明や委員の主な意見等は次ページをご参照ください。

(詳細な議事概要は[こちら](#)。)

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

【委員の主な意見の概要】

- ✓ 厚年基金制度の意義は上乗せ給付を行うことにあり、それが厚年基金制度の存立基盤である。代行割れの非常状態は、企業で言えば上場廃止・事業整理するような状態であり、代行割れ基金は速やかに解散できるような環境整備が必要である。
 - ✓ 新特例の導入は厚年基金制度の廃止とセットであるし、厚年基金制度を廃止しないのであればやるべきでない。厚年基金制度廃止を前提に組み立てられていると考えている。
- ✓ 企業年金は賃金の後払いで、老後の生活保障機能があるため、受給権は保護されるべき。
 - ✓ 連帯債務の見直しと分割納付に係る利息の見直しは連鎖倒産防止のためにやむを得ないが、新特例は厚年本体への影響が拡大するため設けるべきではない。現状の特例の見直しで対応すべき。
 - ✓ 代行制度の縮小・廃止については、限られた期間で全て処理できるよう、厚労省は責任をもって周知・指導を行うべき。
- ✓ 社会、経済の状況が変わっている中、今後も制度を存続させるというのは現在も社会がその制度を許容しているということが前提であり、厚年本体の加入者の納得感が得られるか、許容するのかを考えるのが重要である。
 - ✓ 厚年本体の事業主や加入者のことを考えると、厚年基金制度は廃止しかないと思われる。そう考えると特例解散も許容できるのではないかと考える。
 - ✓ 仮に健全な厚年基金制度を残す前提であれば、健全性とは10年後・20年後も厚年本体に迷惑をかけないことが健全だと考える。仮に「存続やむなし」とするのであれば、残す条件は厳しくすべきであり、具体的に書き込むべきである。
- ✓ 新特例を含む特例解散と厚年基金制度の廃止はセットである。厚年基金制度を存続させるなら、特例はかなり厳しい条件にすべきである。
 - ✓ 公的年金と私的年金の役割分担を明確にすることは厚年基金の問題を超えてしっかりやらなければならない。
- ✓ 連帯債務の仕組みを続けるのは困難であり、これまでの専門委員会の議論の方向性は正しいと思う。
 - ✓ 他制度移行は、結果的に3階部分である企業年金をやめてしまう中小企業が増えるのではないかと危惧する。中小企業が企業年金から撤退する一方で、大企業が充実させると、中小企業従業員と大企業従業員の格差がこれまで以上に拡大することも懸念している。
- ✓ 公的年金の給付抑制が不可避である中、自助努力に基づく制度を充実させていく必要があり、そのための税制改正、規制緩和を柔軟な発想で実施していただきたい。
 - ✓ 代行制度については、持続可能性は厳しいと考えているが、最終的には第三者の評価も踏まえて判断すべきと考える。
 - ✓ 連帯保証の見直しについては、連鎖倒産のことを考えるとやむを得ないと考える。関係省庁の連携も必要である。
 - ✓ 新特例については、過去の解散基金との公平性やモラルハザードを考慮して慎重に判断すべきであり、特に、納付額特例については反対である。
 - ✓ 公的年金が細る中、いかに企業年金を充実させるかを考える必要がある。公的年金と私的年金を合わせた給付が拡大するよう税制改正・規制緩和等を行う必要があり、次の機会にでも議論していただきたい。
- ✓ 上乗せ給付の受給権が保証される前提であるが、厚年基金制度の廃止には賛成である。
 - ✓ 中小企業でも企業年金を実施している割合もそれなりにあるが、さらに零細企業でも実施できるようにしていただきたい。
- ✓ 様々なところから意見を聞いたが、特例解散の見直しについては「新特例はこれまでと違い過ぎる。」といった声や、集団運用型DCについては「投資教育を行わずしてDCと言えるのか」といった声が聞かれた。
 - ✓ 「健全な基金は残すべき」とは、上乗せ部分の給付に充てる資産も保全されている16基金だけを残し厚年基金制度を続けるということか。そのような現状では、既に受給権は確保されていないではないか。やはり、中小企業労働者の受給権をこれ以上毀損させないよう、厚年基金を速やかに解散させるとともに、移行の受皿の創設が急がれる。
- ✓ 3つの論点を整合的にまとめるというのはそのとおりであるが、どこか決まらないと話が進まないと思う。つまり、(自分の意見とは異なるが)廃止するのか、もしくは、存続するのか、代行制度をどうするのかまず決めないと進まない。それがあって、厚年基金の受皿をどうするか等の話ができるようになる。

以上